投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年9月19日



One毎月分配債券ファンド
愛称：円パワーズ

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	内外	債券	その他資産（投資信託証券※1）	年12回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券」です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「One毎月分配債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ 約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2026年6月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆732億円
（2026年6月末現在）

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

内外債券マザーファンドを通じて、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 国内公社債(*1)を中心に投資し、安定的なインカムゲインの獲得をめざします。

●国内公社債の実質組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。
●社債等へ投資する場合は、組入時においてA格(*2)以上を取得しているものに限定します。

(*1)日本国債、国内企業発行の円建社債等とします。
(*2)S&P、Moody's、JCRまたはR&Iによる格付を基準とします。

2 海外の国債等(*3)にも為替リスクを抑えつつ投資を行います。

●海外(先進国)の国債等に対しては、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。この為替ヘッジによりファンドの為替変動リスクを低減し、より安定的な値動きを期待することができます。
●原則として、OECD(経済協力開発機構)に加盟している先進国の中から、組入時においてAA格(*4)以上を取得している国債等を厳選し投資します。
●投資対象国の選定にあたっては、為替ヘッジコストを考慮した金利水準、市場環境、金融政策の方向性、発行体の財政状態等を総合的に勘案し決定します。

(*3)政府機関債や州政府債などを含みます。
(*4)S&PまたはMoody'sによる格付を基準とします。

3 国内公社債と海外の国債等の実質組入比率は、各国の金利水準や経済ファンダメンタルズ等を勘案し決定します。

●各国の金利水準や金融政策の方向性等の市場見通しの分析を行い、国内公社債と海外(先進国)の国債等の組入比率を随時変更します。

※ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、原則として3～7年の範囲内とします。
デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。

4 毎月決算を行い、安定的な収益の分配をめざします。

●毎月23日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※マザーファンドの組入比率は、高位を維持することを基本とします。

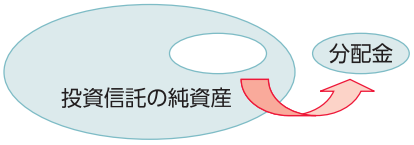
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

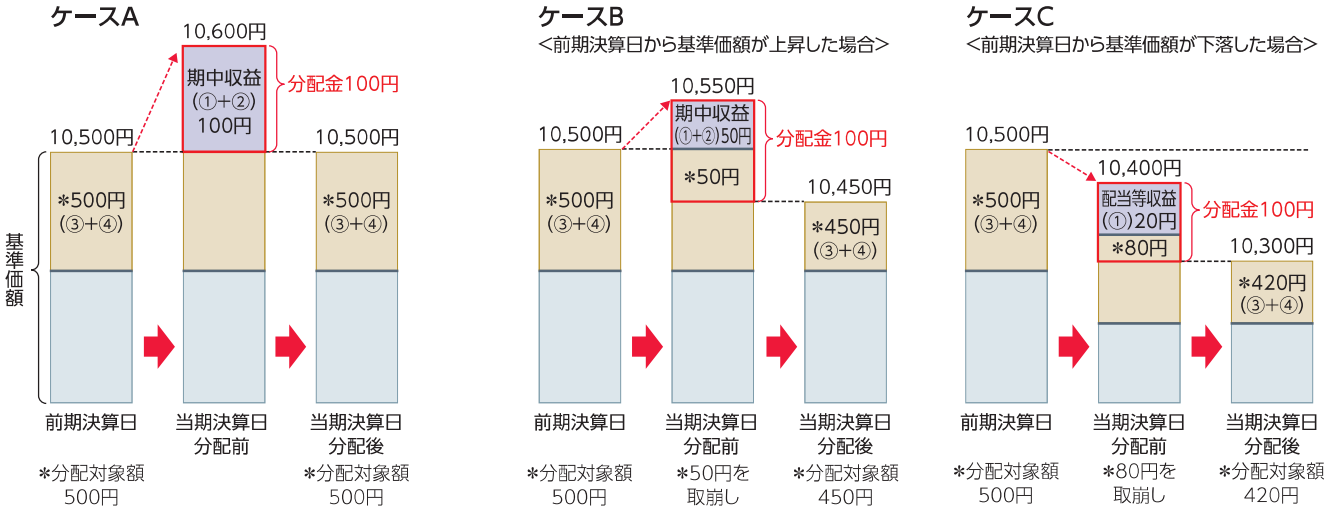
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

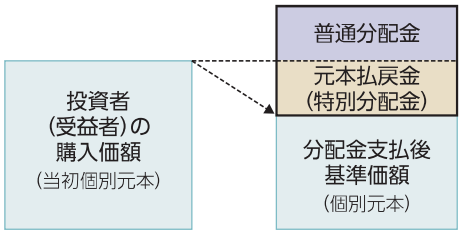
ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

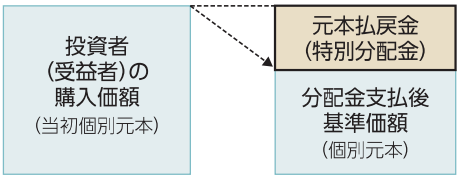
◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

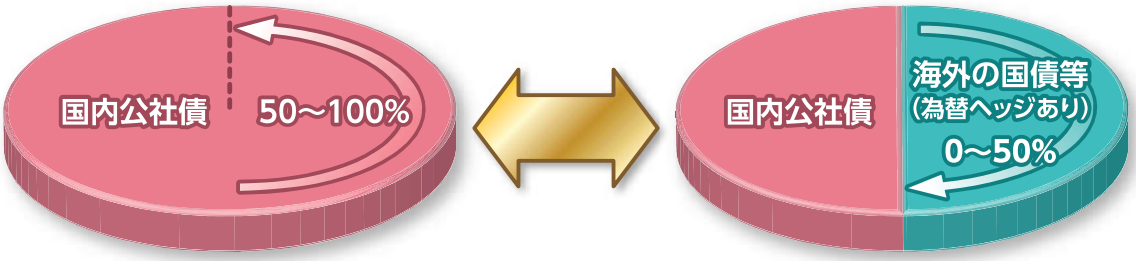
ファンドの目的・特色

ファンドの組入比率変更

国内公社債と海外の国債等の実質組入比率は、各国の金利水準や金融政策の方向性等の市場見通しの分析を行い、随時変更します。

組入比率の変更イメージ

国内公社債の実質組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。



例えば、海外の金利上昇局面(米国の2004年6月～2006年6月の連続利上げ局面等)で、海外の国債等の価格下落に加え、為替ヘッジにかかる費用も上昇すると考えられる場合。

国内公社債の組入比率を高めます

例えば、国内と海外の短期金利差が比較的小さい局面で、為替ヘッジにかかる費用を考慮しても海外の国債等が魅力的と考えられる場合。

海外の国債等の組入比率を高めます

※上記は組入比率の変更について説明するためのものであり、実際の組入比率とは異なります。

運用プロセス

1 ファンダメンタルズ分析
- 投資対象国の景気動向分析
- 投資対象国の財政動向分析
- 投資対象国の金融政策動向分析

2 種別銘柄分析
- クレジットアナリストによる「クレジット調査一覧」の作成、ユニバースの策定
- 倒産確率モデルによるスクリーニング
- スプレッド分析
- 自社ツールを活用した銘柄分析

3 投資方針決定
- 内外債の投資比率決定
- 投資対象海外国の決定
- 円債の金利・セクター戦略決定
- 外債の金利戦略決定

4 ポートフォリオ構築
- 明確なリスクテイク
- マーケットをウォッチしながらの売買執行

5 モニタリング
- ポート管理ツールによるリスク管理(国別配分、デュレーション、セクター配分、為替ヘッジ比率等)
- 自社ツールによる個別銘柄の定量的信用リスク管理
- 投信信用リスク会議による個別銘柄定性的リスク管理
- パフォーマンス管理

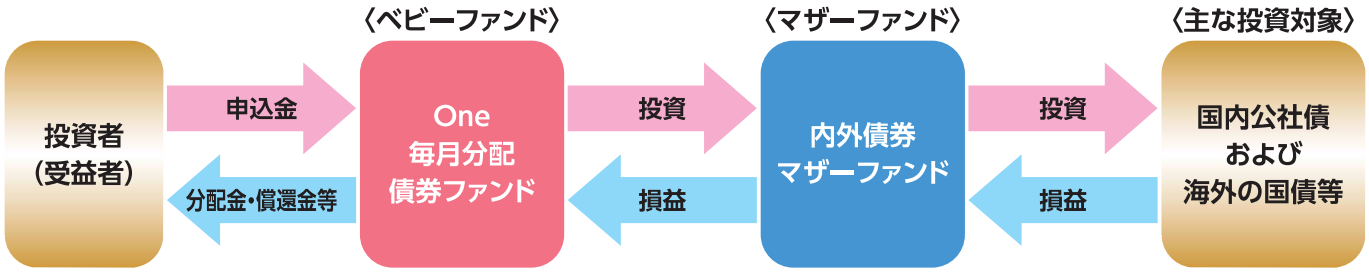
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



主な投資制限

①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
②株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

■マザーファンドの概要

ファンド名	内外債券マザーファンド
主要投資対象	国内公社債および海外の国債等
投資態度	①主として、国内公社債(*1)および海外の国債等(*2)に投資することにより、安定的なインカムゲインの確保とともに中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。 ②社債等の組入れにあたっては、原則として組入時においてA格以上（S&P、Moody's、JCRまたはR&I）を取得している債券とします。また、信用リスクの分散の観点から、原則として1発行体あたりの投資額面はファンド元本総額の2%以内とします。 ③国内公社債の組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。 ④海外の国債等の組入れにあたっては、原則としてOECDに加盟している先進国の中から厳選し、組入時においてAA格以上（S&Pもしくは Moody's）を取得している債券とします。 ⑤海外の国債等の投資対象国については、為替ヘッジコストを考慮した金利水準、イールドカーブの形状等の市場環境、金融政策の方向性、発行体の財政状態等を総合的に勘案し決定します。 ⑥外貨建資産については、原則として為替フルヘッジを行います。 ⑦国内公社債と海外の国債等の組入比率は、それぞれの金利水準や金融政策の方向性等を勘案し決定します。 ⑧ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、原則として3～7年の範囲内とします。 (*1)日本国債、国内企業発行の円建社債等とします。 (*2)政府機関債や州政府債などを含みます。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。
当ファンドは実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

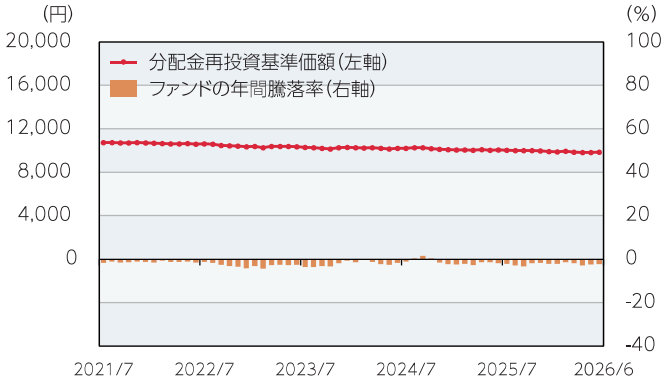
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

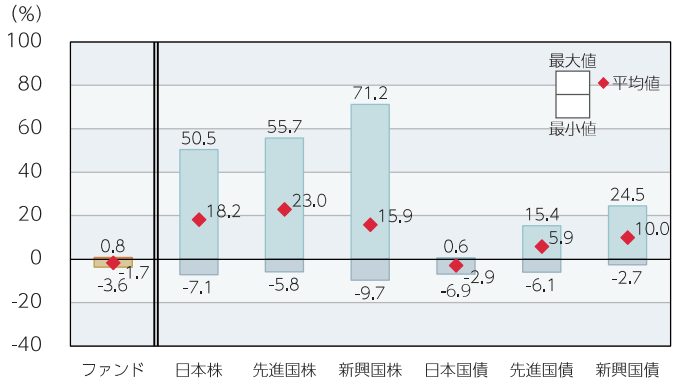
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年7月～2026年6月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

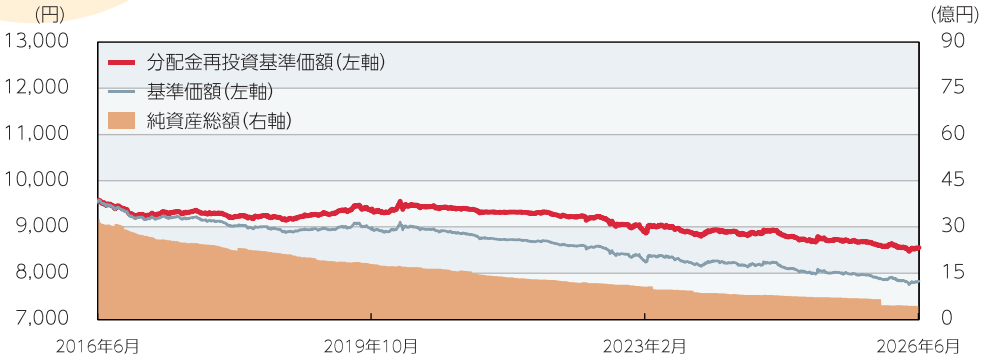
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2026年6月30日

基準価額・純資産の推移 《2016年6月30日～2026年6月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2010年9月3日)

分配の推移(税引前)

2026年 2月	3円
2026年 3月	3円
2026年 4月	3円
2026年 5月	3円
2026年 6月	3円
直近1年間累計	36円
設定来累計	2,137円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	内外債券マザーファンド	99.78

■内外債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
国債証券		99.04
	内　日本	82.95
	内　アメリカ	16.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		0.96
合計(純資産総額)		100.00

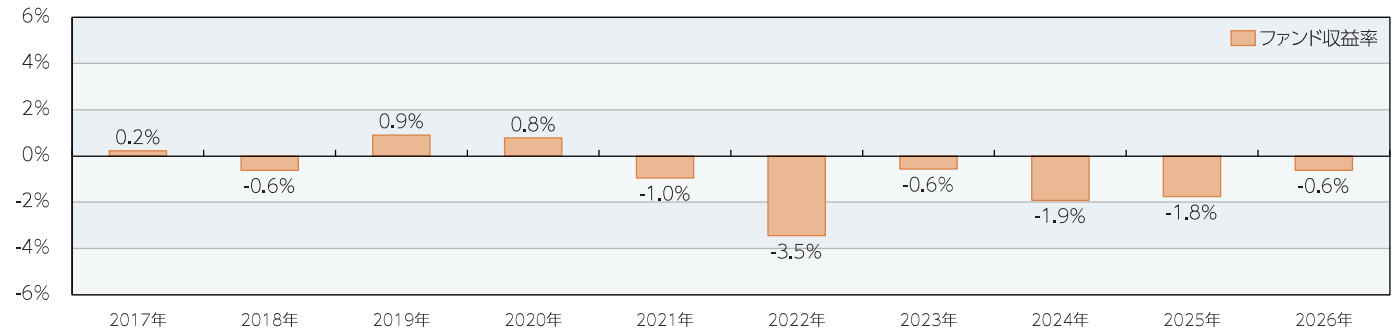
組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	482回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	1.3	2028/3/1	30.75
2	183回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	1.6	2030/12/20	29.27
3	175回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.9	2029/12/20	18.78
4	US T N/B 4.125 02/15/36	国債証券	アメリカ	4.125	2036/2/15	16.10
5	142回　利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.8	2032/12/20	4.14

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
債券先物取引(売建)	△8.18

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月19日から2027年3月23日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2010年9月3日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 •受益者のために有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.616%～年率0.968%(税抜0.56%～税抜0.88%)

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬率は、毎年6月および12月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

新発10年固定利付国債の利回り(終値)	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)		
信託報酬 税込(税抜)	委託会社	販売会社	受託会社
3%未満 年率0.616%(0.56%)	0.23%	0.30%	0.03%
3%以上4%未満 年率0.737%(0.67%)	0.28%	0.35%	0.04%
4%以上5%未満 年率0.858%(0.78%)	0.33%	0.40%	0.05%
5%以上 年率0.968%(0.88%)	0.38%	0.45%	0.05%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- 信託事務の処理に要する諸費用
- 外国での資産の保管等に要する費用
- 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分　配　時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.69%	0.61%	0.07%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2025年12月24日～2026年6月23日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。